

経営管理権集積計画

1 個別事項

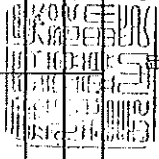
整理番号	集	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				経営管理権の改定を受ける市町村(甲)		(名称) 智頭町長 金見 英夫 (氏名又は名称)	(所在地) 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1 (住所又は所在地)	備考	
		所在地	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)				現況 樹種
1	84谷	799	216	C	保安林	0.50	杉	100	経営管理権の存続期間(終期)(B) R17.3.31	経営管理権に就いて行われ る経営管理の内容(C) 本材の販売による収益から保 護費等に取する経費を控除し てなお利益がある場合におい て甲に支払われるべき金銭(D) の額の算定方法 乙が別にDを交付する時期、 相手方及び方法 別添3参照	別添3参照
2							ヒノキ	100			
3											
4											
5											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	氏名又は名称	住所又は所在地	備考
1									氏名又は名称	住所又は所在地	備考
2											
3											
4											
5											

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所 (同上) 智頭町長 金見 英夫

権利を設定する森林の所在者(甲)  
住 所 (同上) [Redacted]

注) 1条の一部について経営管理権が改定される場合には、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。









別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権者が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権者が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座